

日本マネジメントシステム認証機関協議会(JACB)規約

第1条 (目的)

本会は、会員が相互に協力し、交流し、必要な活動等を行うことによって、マネジメントシステム認証活動の質の向上及び機関の地位向上に努めるとともに、第三者認証制度の健全な普及、発展に貢献することを目的とする。

第2条 (名称)

本会は、日本マネジメントシステム認証機関協議会(英文名称;Japan Association of Management System Certification Bodies、略称;JACB)と称する。

第3条 (活動)

本会は、第1条に規定する目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 認証に関する知識、情報の交流
- (2) 認証制度に関する国内外への提案及び協力
- (3) 国内外の関連委員会、関連会議等への代表委員の派遣
- (4) 認証制度に関する調査及び研究
- (5) 会員が順守することを推奨するガイドライン・指針等の検討及び整備
- (6) 国内外の関連機関等との連絡調整及び協議
- (7) 国内外の関連団体への加盟
- (8) ウェブサイトの運営
- (9) 利害関係者との外部コミュニケーションの実施
- (10) その他、本会の目的達成のために必要な活動

第4条 (会員資格及び入退会手続き)

- (1) 本会の会員申請資格は、日本国内で事業活動を行い、IAF加盟の認定機関に認定されたマネジメントシステム認証機関であることとする。
- (2) ① 入会申し込みは、機関の名称、所在地、代表者氏名等の必要事項を記載した別に定める入会申込書により、事務局にて受け付ける。
② 入会申込書には、申し込み機関がマネジメントシステムの認証機関として認定機関から受けている認定証の写しを添付するものとする。
③ 幹事会は、入会の可否を審議し、決定する。決定結果は事務局より申し込み機関に通知する。
④ 事務局は、入会申込書及び添付資料並びに前号における幹事会の記録を保管する。
⑤ 入会日は、幹事会が承認した日の翌月1日とする。
⑥ 幹事会の決定に対して申し込み機関が異議ある場合には、文書にて事務局へ提出することができる。その場合には幹事会にて異議の内容について審議し、事務局を通じ回答する。



- (3) 会員が退会を希望する場合は、書面により退会届を事務局へ提出する。退会の承認は幹事会が行う。
- (4) 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当し、改善がみられないときは、幹事会で状況を確認し、総会の議決により除名することができる。
 - ① (1)項に定める会員資格を喪失したとき
 - ② 第5条に定める会員の責務を果たさず、本会の目的に著しく反すると認められるとき
 - ③ 会費未納の場合

第5条 (会員の責務)

本会の会員は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の責務を有する。

- (1) 本規約及び総会の決定事項を順守する。
- (2) 認定を受けた認証機関として、倫理性を重んじ、認証活動の信頼性を確保する。そのため、文書化した倫理行動規範を保有する。
- (3) 認証活動の独立性及び公平性の確保並びにこれらを担保する仕組みを確保する。
- (4) 日本の国内法、認定機関が定めマネジメントシステム認証機関として順守すべき認定基準及び指針等、並びに適合性評価にかかわる ISO/IEC 規格を順守する。
- (5) 事業活動においては、認証機関としての本旨に則った品格ある公正な活動を展開する。
- (6) 公知の事実を除き、本会の活動により知り得た情報等の機密を保持し、第三者に開示しない。
- (7) 本会の幹事会で決定された事項の実行に努力する。

第6条 (幹事及び幹事会)

本会は次の幹事をおき、幹事会を設ける。幹事に選出された会員機関は、積極的に幹事会においてその任務を遂行する。

- (1) 代表幹事、副代表幹事及び幹事による幹事会を設け、本会の運営及び第3条に定める活動の基本事項を検討及び決定し、執行する。
- (2)
 - ① 幹事は16名以内とし、会員機関を代表し、機関の意思決定に権限を有する役職者の中から、第10条に規定する総会の承認によって選出する。
 - ② 幹事候補の選出方法は第6条(7)による。
 - ③ 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。
 - ④ 幹事は、その任期の途中で、その属する会員機関において本会の幹事を交代せざるを得ない事由が生じた場合、同一会員機関内より後任者を選出する。この場合、本条(2)①の規定にかかわらず、幹事会の承認をもって交代するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3)
 - ① 代表幹事1名及び副代表幹事2名程度をおき、本会を代表し、統括する。代表幹事、副代表幹事は幹事の中から互選によって選出する。代表幹事及び副代表幹事の任期は1年とするが、最長2年の範囲で再任は妨げない。
 - ② 代表幹事及び副代表幹事に関して、第6条(3)①と異なる選出をする場合は、幹事会及び総会の承認により認める。
- (4) 幹事会の定足数は全幹事の3分の2以上とし、幹事から委任された代理者の出席を認める。



幹事会の議決については全幹事の過半数をもって成立とし、代理出席者にも議決権を付与する。第10条(3)項に該当するもの及びその他重要な事項は総会に提案する。

- (5) 前項の規定にかかわらず、幹事会の審議事項について、全幹事の4分の3以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該審議事項を成立する旨の幹事会の決議があったものとみなす。ただし、第10条(3)項に該当するもの及びその他重要な事項は総会に提案する。
- (6) 代表幹事以外の幹事については、次に定める担当幹事を互選により選出し、活動する。
 - ① 運営・渉外担当幹事；
総会の企画・準備、規約及び細則の維持管理
認定機関及び関係団体との連絡調整、交流会等の企画・開催
会員機関及び所属する審査員の相互交流活動の企画・実施
他の担当幹事に係わらない全般的事項
 - ② 技術担当幹事；
技術的研究及び支援、並びに技術委員会の運営
 - ③ 普及担当幹事；
認証制度の普及活動の企画・実施及び支援
 - ④ 国際担当幹事；
IAF等委員会、国際会議への参加、IAF等文書への意見集約
- (7) 幹事候補の選出方法は以下による。
 - ① 会員機関のマネジメントシステムの認証件数を基に、認証件数の多い順に、会員機関を1位から25位(Aグループ)、26位以降(Bグループ)の2グループに分ける。認証件数は、各会員機関が提供する自らの日本国内でのマネジメントシステム認証件数に基づくものとし、2年ごとに見直しを行う。ただし、新規入会機関については、次回の見直しまではBグループとする。
 - ② それぞれのグループから立候補により候補者を募り、グループ別の投票により幹事候補を決定する。幹事候補の定数は、Aグループから12名、Bグループから4名とする。
立候補者は「JACB 幹事立候補用紙」及び「JACB 幹事立候補者所信表明」によって立候補の意思を明確にする。
 - ③ 投票はA、Bグループ毎に行う。各グループの会員は候補者の中から幹事としてふさわしいと考える候補者を、グループの幹事定数以内で選択する。
なお、立候補者数が定数以内の場合にも、信任投票を実施する。
各グループの有効投票数の過半数を取得したものの中から、得票順に最大で各グループの定数までを幹事候補とする。
得票数が同数で決定できない場合は同数の候補者から抽選によって決定する。
 - ④ 投票結果により各グループの定員を満たせない場合は、幹事会及び総会の承認により認める。

第7条 (委員会)

- (1) 本会は第3条の活動を遂行するため、次の委員会を設けることができる。



- ① 品質技術委員会
 - ② 環境技術委員会
 - ③ 情報技術委員会
 - ④ 食品安全技術委員会
 - ⑤ 労働安全衛生技術委員会
 - ⑥ 苦情対応委員会
 - ⑦ 行政機関対応委員会
 - ⑧ その他幹事会で認めるもの
- (2) 委員会の運営に関しては、別途細則により定める。
- (3) 委員会委員が、本会の名称で対外的に発表する文書は原則として事前に幹事会の承認を得る。

第8条（外部委員の派遣）

- (1) 第3条の活動を遂行するため本会を代表する委員等を外部に派遣する場合は、次の条件を満たす者の中から適任者を選任し、幹事会の承認を得る。
- ① 外部派遣委員等は原則として幹事を務める機関に所属する者から選任する。
 - ② 外部派遣委員等の任期は2年とするが、派遣相手機関の事情を考慮しつつ、毎年見直すこととする。
- (2) 外部派遣委員が、本会の名称で対外的に発表する文書は、原則として事前に幹事会の承認を得る。

第9条（事務局）

- (1) 事務局は、代表幹事が所属する会員機関に設置する。関係先への連絡は、事務局が窓口として行う。また、本会の会計は、事務局が担当する。
- (2) 本会は、事務局設置会員機関に、事務局設置費用の補助を支給する。

第10条（総会）

総会は、次による。

- (1) 総会は、定例として1年に1回の頻度で開催し、代表幹事が議長を務める。開催の日時・場所については、その都度、事務局が決定する。なお、幹事会の決定により、臨時に総会を開催することができる。
- (2) 会員機関は、総会の開催及び議題を提案することができる。提案を希望する会員機関は、提案内容を事務局へ提出し、幹事会はその取扱を決定する。
- (3) 総会は、幹事会及び会員機関の提案並びに第4条(4)項、第6条(2)項、第14条(1)項、第15条及び第17条に規定する本会の運営に関する重要事項を審議し、決議する。
- (4) 総会は、会員機関数の過半数の出席をもって成立し、出席会員数の3分の2以上の同意をもって本会の決定とする。
- (5) やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、委任状をもって表決権を行使することができる。
- (6) 会員機関以外の関係者の総会への出席については、代表幹事の同意を必要とする。



第 11 条（書面等による総会）

前条の定めにかかわらず、自然災害、戦争・紛争、感染症の流行、政府または政府機関の規制もしくは命令の遵守等のやむを得ない事情がある場合、及び緊急に総会の決議を要する場合には、幹事会の決議に基づき、前条に定める総会に代わり書面等による総会を開催することができる。この場合、全会員機関数のうち 3 分の 2 以上の書面又は電磁的記録による議決権行使書の提出をもって総会は成立するものとし、議決権行使書を提出した会員数の 4 分の 3 以上の同意をもって、本会の決定とみなす。

第 12 条（活動年度）

本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 13 条（会費）

- (1) 本会の会費は、1 口を 10 万円とし、認定機関に認定された MS の種類が 1 種類の場合は 1 口、2 種類の場合は 2 口、3 種類以上は 3 口とする。年度の途中で入会する場合は、年会費を月割で算出する。
- (2) 退会する場合は、理由の如何を問わず、納入された年会費を返金しない。

第 14 条（予算の作成と監査）

- (1) 本会は、新活動年度の総会において、前年度の会計監査報告及び当該年度の活動予算（案）の承認を行う。
- (2) 国外で行われる国際会議等への出席に要する経費は、原則として出席者派遣会員機関の負担とするが、幹事会が認めた場合は補助することができる。ただし、国内の専門委員会委員の経費は、派遣会員機関の負担とする。
- (3) 非定常的に発生する費用については、その都度、書面による会員との合意に基づき、実費相当を参加会員に対し徴収することができる。
- (4) 本会は会計監査のため、幹事会で会員機関の中から監査人 1 名を指名し、会計監査を受け、その結果を総会で報告する。

第 15 条（協議事項）

本規約の規定以外の事項については、必要に応じ総会で協議して決定する。

第 16 条（会員機関名簿）

事務局は、本会の幹事及び各会員機関の概要を名簿として整理して備え、最新の状態に維持する。

第 17 条（規約の改廃）

この規約は、総会の決定により改廃する。

附則

1. この規約は、2022 年 10 月 7 日から施行する。



改定記録

改定番号	改定日	改定箇所	改定理由
0	2000. 4. 1	—	制定
1	2001.10.24	第 4 条 第 5 条 第 9 条	会員資格及び入会手続きの条件を追加。 幹事の重任を可能にする表現を追加。 幹事の担当業務を明確にした。 委員会の設置を追加。 委員の経費に関する記述を追加。 会計監査報告、次年度の事業予算(案)及び監査人を追加。
2	2003.10.28	第 3 条 第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 7 条 第 9 条 第 11 条	活動内容の追加。 入退会手続きの見直し。 会員の責務条項の追加。(以下条項番号を繰り下げ) 幹事定員及び幹事候補の選出方法の見直し。 代表幹事及び副代表幹事の要件の追加。 委員会条項の追加。 総会の審議事項の見直し。 年度途中入会の場合の会費の取扱いを明確化。 その他、全般的な用語の見直し。
3	2004. 4. 9	第 4 条 第 6 条	会員資格の見直し。 幹事会の機能の見直し。
4	2005.10.25	第 6 条 第 8 条	代表幹事任期の見直し。 幹事会の定足数と議決成立要件の追加。 幹事候補の選出に関する例外の追加。 外部委員の選任のプロセスを追加。
5	2006. 4.13	第 6 条	幹事定員と各グループの幹事候補数の見直し。
6	2006.10.19	第 12 条	年度途中の退会時における年会費の取扱いを明確化。 (以下条項番号を繰り下げ)
7	2007.10.18	第 4 条 第 5 条 第 6 条	(1) 会員資格を会員申請資格に訂正 (3) 入会申し込みにおける事前確認事項を追記 (4) 語句の追加と削除 (6) ⑤ 審査登録件数の時点を「年末」から「その時点での 入手可能な」に訂正
8	2009. 4.21	第 2 条 第 4 条 第 6 条 第 10 条 第 12 条	組織統合に伴う全面的な見直し 協議会名称の変更 入会資格の簡略化 幹事数の増加 代表幹事、副代表幹事条件の公平化 幹事任期の統一(半数改選の廃止) 担当幹事の統合、新設、名称変更。 幹事選出方法の大幅変更 総会開催頻度の変更(年1回開催) 年会費の改定(当面2年間の暫定的会費)
9	2011.4.20	第 10 条 第 12 条 第 13 条 附則	第 13 条新設に伴う第 13 条以降条番変更による見直し 年会費の改定(JISR 統合に伴う改訂) 執行管理項目の削除(第 13 条へ) 第 12 条の項目削除に伴い新設 2~4 削除
10	2015.4.21	第 6 条	幹事資格への追加 幹事選出方法の詳細の追加



11	2018.4.17	第6条 第7条	副代表幹事定員の表記変更 食品安全技術委員会、労働安全技術委員会を追加
12	2019.4.16	第5条 第6条	(4)について、順守すべき基準類をマネジメントシステム認証に係るものに限定されるように修正。 任期途中での幹事交代に関する規定を追加。
13	2020.4.14	第6条 第11条	(5)に、書面による幹事会決議に関する規定を追加 書面による総会に関する規定を追加
14	2022.10.7	第6条	(7) ①グループ分け方法の変更